

お知らせ

書類をご確認ください



令和5年度小学校・中学校の 新入学について

問合せ／学校教育課 (979-8121)

令和5年4月に小・中学校に入学予定の子どもの保護者に1月中に教育委員会から「入学通知書」を送付します。

※入学通知書は、入学式当日に学校へ提出します。大切に保管してください。

○対象

▶新小学1年生

(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)

▶新中学1年生

(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)

○その他

該当年齢なのに入学通知書が届かない、入学通知書の記載事項に変更(名前・住所など)または、誤りがある場合はご連絡ください。

お知らせ

宝くじ助成金で町を活性化



AED トレーナーと トレーニング人形を整備

問合せ先／総務課 (979-8102)



一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業による宝くじの助成金で、消防団の装備の拡充を目的に AED トレーナーとトレーニング人形を整備しました。

同事業は、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源とし、消防団の装備の拡充や消防団活動への地域住民から積極的な協力を得ることを目的としています。今回の整備品は、消防団が行う区や学校での救命講習などで活用します。

お知らせ

忘れずに手続きをしてください



家屋を取り壊したら 届け出をしてください

問合せ先／税務課 (979-8108)

令和4年1月2日～令和5年1月1日に家屋を取り壊した場合には、令和5年1月31日(火)までに税務課資産税係へ「家屋滅失届」を提出してください。

なお、登記している家屋で令和5年1月1日までに滅失登記(※)がお済みの場合は、税務課への提出は不要です。

※「滅失登記」とは、家屋を取り壊したときに法務局へ申請して行う登記のことでです。

○持ち物

家屋滅失届、家屋を取り壊したことがわかる書類(解体証明書や取り壊したときの領収書など)

○その他

家屋滅失届は町ホームページからダウンロードできます。郵送を希望する場合は、ご連絡ください。

お知らせ

地域の足としてご利用ください



函南町拠点循環バス年末 年始運賃割引について

問合せ先／総務課 (979-8103)

年末年始の交通渋滞緩和、飲酒運転防止、公共交通利用促進のため、全ての人が函南町拠点循環バスを割引運賃で利用できます。

○期間

12月30日(金)～令和5年1月3日(火)

○運賃

全ての利用者が100円(未就学児は無料)
※この期間は障害者、付き添いの人などの割引は適用されません。

○その他

循環バスについての詳細や時刻表については町ホームページをご確認ください。

町ホームページ
函南町拠点循環バスについて



お知らせ

困ったら悩まず相談してください



消費者ホットライン 「188」とは?

問合せ先／函南町消費生活センター (979-8131)

消費者ホットライン「188」は、近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。消費者トラブルで困った時は、全国からどこでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「いやや(局番なしの188)」にご相談ください。

「一人で悩まず、まずは相談」

大切なのは、すぐに相談することです。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

こんなトラブルで困っていませんか

- 「悪質商法などによる被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブル
- 「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話などの新型コロナウイルスに関連したトラブル
- 「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブル

お知らせ

明るい選挙を目指しましょう



「三ない運動」を 知っていますか?

問合せ先／選挙管理委員会(総務課内) (979-8103)

きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)についてご理解をお願いします。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

一人ひとりが寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

お知らせ

障害のある人をサポートします



令和4年度 福祉援護料を支給します

問合せ先／福祉課 (979-8127)

令和5年1月1日現在で、次の条件すべてを満たしている人に令和4年度分の福祉援護料を支給します。(入院中の人は対象ではありません。)対象と思われる人には12月下旬に通知します。

○条件

- ① 20歳以上で身体障害者手帳1級から3級の人
- ② 令和4年度町民税が非課税の人
- ③ 町に1年以上引き続き住所をおき、現在も居住し、福祉施設に入所していない人

○援護料

1・2級 / 15,000円、3級 / 7,000円 (年額)

○持ち物

申請書、身体障害者手帳、対象者名義の預金通帳、委任状、認め印

○申込み

令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火)に福祉課にお申し込みください。

お知らせ

ポイントの失効にご注意ください



クルポのアプリが 新しくなります

問合せ先／静岡県地球温暖化防止活動推進センター(054-271-8806)

スマートフォンなどで取り組める地球温暖化対策の県民運動「クルポ」のアプリが令和5年2月ごろリニューアルされます。新しいアプリのリリースについては広報かなみ、町ホームページにてお知らせします。引き続き、地球にやさしい活動「クールアクション」に取り組んでいきましょう。

○注意事項

リニューアルに伴い、現行のアプリは12月31日(土)をもって終了し、貯めたポイントはアプリの終了と同時に失効します。今貯まっているポイントは12月31日までに使い切ってください。